

太宰府市立太宰府南小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(3) いじめに対する本校の基本的な考え方

本校では、いじめに対して以下の基本的な考え方を全職員で共有し、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

- いじめは、「人間として絶対に許されるものではない」という**強い認識**をもつ。
- いじめは、「どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」という**危機意識**をもつ。
- いじめ発見の際は、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という**信念**をもつ。

上記の基本的な考え方のもと、いじめの未然防止・早期発見に全力で取り組み、迅速かつ組織的に取り組むために、ここに本校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

この基本方針に基づき組織的・計画的にいじめの早期発見と防止に全力で取り組むものである。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

■ 基本方針

ア 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、児童・教職員・保護者・地域が一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。

イ 学級・学年・委員会・クラブ等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自尊感情、自己有用感、自己存在感を高め、はぐくむ教育活動を推進する。

ウ 児童の豊かな情操と道徳的実践力を培うとともに、生命尊重や自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる人権尊重の精神を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権・同和教育の充実を図るものとする。

エ いじめの防止については、「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6つの観点から基本的な対策を講じる。

オ 特に携帯電話によるメールやライン及びインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

3 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ①学び合う協同学習を実施し、自己表現力と人間関係力を育てる。
- ②「なかまとつながる心（集団づくり）」を推進し、豊かな心を育成するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
 - ア 道徳教育や人権・同和教育の充実を図り、生命尊重や人権尊重の精神の育成に努める。
 - イ 学級活動の時間の充実を図り、支え合う学級集団の育成に努める。
 - ウ J R Cの活動、学級・学年での集団活動、縦割り集団での活動などを通して、集団のため、友だちのために尽力する体験を積ませる。
 - エ 異年齢集団によるたてわり活動の実施を通して心身ともに元気で、思いやりのある子どもづくりを推進する。
 - オ 読書活動を推進し、豊かな心を育む。
 - カ 日常の歌声指導や「音楽発表会」の指導を充実し、歌声いっぱいの学校を創造し、情操豊かな心を醸成する。
 - ク 心を伝えるあいさつ運動を展開し、家庭や地域に広げていく。
- ③児童の変化を適切に把握するために、実態調査やアンケートを実施をする。
 - ア 「生活アンケート」を定期的に実施し、子どもの実態に基づく的確な指導に努める。
 - イ いじめに特化した、定例的なアンケートの実施と教育相談を行う。
- ④教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平素から児童とのかかわりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、速やかに報告、連絡、相談を行う。

報告、連絡、相談を受けた時は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報、課題及び解決策を全職員で共有するものとする。

(2) 対応に関すること

- ①いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ②常に被害者の立場に立った対応を心掛ける。
- ③学級・学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- ④対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。
 - ア 事実把握の段階
 - ・正確で偏りのない事実調査と把握
 - ・全体像の把握
 - ・管理職への速やかな情報伝達
 - イ 対応の方針決定の段階
 - ・ねらいの明確化
 - ・相談・指導の役割分担
 - ・全職員の共通理解
 - ウ 指導支援の初期段階
 - ・被害者の心情理解
 - ・原因の把握
 - ・加害者の心情理解と反省
 - ・被害者と加害者相互の理解と融和

エ 指導支援の継続段階

- ・ 正確な経過観察と確実な把握
- ・ 再発防止
- ・ 当事者、保護者への継続指導支援

(3) 相談に関すること

①平素から児童及び保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整える。

②教育相談活動の充実を図る。

ア 「生活アンケート」や「いじめアンケート」をもとにした教育相談

イ 相談ポストの活用

③ＳＣ及びＳＳＷを効果的に活用し、情報収集及び問題分析と解決スキルの究明に努める。

④学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、児童及び保護者に外部相談機関を周知する。

ア いじめ１１０番

イ 命の相談（テレフォン）

ウ 市教育委員会

エ 人権擁護委員会

オ 警察

(4) 連携に関すること

①学校運営協議会での適切な情報提供に努めるとともに、積極的な協力・連携を図る。

②ＰＴＡ本部役員を中心として、学級懇談会、本部役員会、運営委員会、総会等あらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。

③学校便り、学校ホームページ等を通した適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事や会合等に参加することにより、地域住民との連携を深める。

④市要保護児童連絡会議や地域防犯委員会、警察等の関係機関への適切な情報提供に努めるとともに連携を深める。

(5) 組織に関すること

①本基本方針の履行に中心的役割を担う、「いじめ防止対策委員会」を設置し、月１回の定期開催及び必要に応じて委員会を開催し、いじめ防止及び対応措置を実効的に行う。

※ 「いじめ防止対策委員会」のメンバーは、以下のとおりとする。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、当該学級担任

(必要に応じて、ＳＣ、ＳＳＷの参加)

※ 「いじめ防止対策委員会」の主な活動は、以下のとおりである。

○ いじめ実態調査アンケートの実施

○ 教職員のいじめに関する研修の立案・実施

○ その他、いじめ防止・早期発見・早期対応・解決・再発防止等について必要な事項

(6) 啓発に関すること

①学期初めにいじめ防止の保護者向けリーフレットを全家庭に配布する。

②学校便りやいじめ防止の地域向けリーフレットを各自治会を通して地域に回覧する。

③学校ホームページに、いじめ防止のコーナーを設け、適宜適切な情報を掲載する。

④懇談会、ＰＴＡ役員会・運営委員会・総会等を活用し、保護者への啓発活動に努める。

4 メールやライン及びインターネットを通じて行われるいじめに対する対策

メールやライン及びインターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されことから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行う対策

①情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

ア 教職員の研修を充実し、共通理解を図る。

イ 情報モラル教育の年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、子どもの発達段階に応じた実践を推進する。

②児童の携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

(2) 家庭で行う対策

①児童の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の責任及び監督下で行うよう協力を呼び掛ける。

②掲示板等への書き込みについては、学校外で行われることが多いことから、保護者の実態把握をお願いする。

(3) 発生時の対応

①教育委員会、警察、サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、速やかに現況の回復がなされるよう努める。

②被害児童・保護者への指導支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事案への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続したりしているなどの重大事案の対応については、以下の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

(1) 速やかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて地域や専門機関、警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請するとともに、「緊急いじめ対策委員会」を設置して対応する。

(2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障をきたす場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。

(3) 加害児童について、改善が望めず被害児童の学校生活に著しい支障をきたす場合は、加害児童の今後について教育委員会と協議する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

○ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

○ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。